

富士市建設工事総合評価競争入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士市の発注する建設工事に係る総合評価競争入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要領において「総合評価競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2及び第167条の12並びに富士市契約規則（昭和44年富士市規則第25号。以下「契約規則」という。）第16条の2及び第19条の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、落札者を決定する入札をいう。

(対象工事)

第3条 総合評価競争入札の対象となる建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事であって、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 入札者の提示する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）によって、工事価格に、工事に関して生じる補償費等の支出額及び収入の減額相当額（以下「補償費等の支出額等」という。）並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生じると認められる工事
- (2) 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて、工事目的物の初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性等の性能又は機能に相当程度の差異が生じると認められる工事
- (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて対策の達成度に相当程度の差異が生じると認められるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか総合評価競争入札に適合すると認められる工事

(学識経験を有する者への意見聴取)

第4条 市長は、総合評価競争入札を行うときは、政令第167条の10の2第4項及び第5項の規定により、次の各号に定める場合について、あらかじめ、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならないものとし、この場合、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4に基づき、2名以上の学識経験者から意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき
- (2) 前号の規定による意見の聴取において、併せて、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするとき

(総合評価審査委員会)

第5条 市長は、総合評価の実施に関し必要な事項を審査するため富士市総合評価審査委員会を設置する。

2 市長は、前項の富士市総合評価審査委員会のほか、必要と認めるときは、対象とする工事ごとに総合評価の実施に関し必要な事項を審査するため個別の総合評価審査委員会を別途設置することができる。

(落札者決定基準)

第6条 市長は、総合評価競争入札を行おうとするときは、政令第167条の10の2第3項の規定により、あらかじめ、当該総合評価競争入札に係る申込のうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を策定するものとする。

2 市長は、落札者決定基準の策定に当たっては、落札者決定基準の案について、前条第1項の富士市総合評価審査委員会（同条第2項の個別の総合評価審査委員会が設置されているときは当該委員会）の審査を経るものとする。

3 落札者決定基準は、評価に関する基準及び方法並びに落札者の決定方法等について定めるものとする。

（評価に関する基準及び方法）

第7条 前条第3項の評価に関する基準においては、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるものとする。

- (1) 性能等に関する提案（以下「技術提案」という。）等の評価に関する評価項目
工事特性、地域特性等を勘案し、市にとって最も有利な調達となるよう適切に設定すること。
- (2) 評価項目ごとの評価基準
前号の評価項目ごとに、技術提案等の評価に応じて与える得点及び技術提案等が必ず満たさなければならない要件を明らかにすること。
- (3) 得点配分
第1号の評価項目ごとに配分する得点を、工事における必要性及び重要性に基づき適切に設定すること。

2 前条第3項の評価に関する方法は、前項第1号の評価項目ごとに与えられた得点の総和を入札価格で除して得られる数値（以下「評価値」という。）をもって行う。ただし、対象とする工事の特性に応じ別に定める場合は、この限りでないものとする。

（落札者の決定方法）

第8条 市長は、落札者決定基準に基づき、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令第167条の10の2第2項の規定により、その者を落札者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。

- (1) その者の申込に係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適當であると認められるとき。

2 前項の規定による落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより落札者を定める。ただし、落札者決定基準を別に定める場合は、この限りではないものとする。

（入札公告）

第9条 市長は、総合評価競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の6、地方公共団体の物品等の又は特定役務の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び契約規則第5条に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告する。

- (1) 総合評価競争入札の方法による旨
- (2) 総合評価競争入札に参加するための要件
- (3) 落札者決定基準
- (4) 技術提案等の取扱いに関する事項
- (5) 技術提案等の担保に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（技術提案等の提出及び審査）

第10条 市長は、総合評価競争入札に当たっては、期日を定めて入札参加者に技術提案等を求めるも

のとする。

2 前項の規定により技術提案等の提出があったときは、市長がこれを審査する。ただし、技術的工夫の余地が大きな工事の場合は、これを第5条第1項の富士市総合評価審査委員会（同条第2項の個別の総合評価審査委員会が設置されているときは当該委員会）の審査に付するものとする。

3 前項の規定による審査は、落札者決定基準に基づき実施するものとし、必要があると認めるときは、ヒアリングを実施するものとする。

4 市長は、前項の規定による審査があったときは、技術提案等の採否を決定し、入札参加者に必要な資格の確認の通知に併せて通知するものとする。この場合において、技術提案等を不採用としたときは、その理由を記載するものとする。

（技術提案等の不採用に関する説明等）

第11条 前条第4項の規定により技術提案等の不採用の決定を受けた入札参加者は、当該決定に異議があるときは、書面により、市長に対し説明を求めることができる。

（入札）

第12条 入札は、第10条第4項の規定により技術提案等の採用の決定を受けた者を入札参加者として行う。

（情報の公開）

第13条 市長は第8条第1項及び第2項の規定により決定した落札者と契約を締結したときは、遅滞無く、次に掲げる事項を記載した書面を閲覧に供するものとする。

- （1） 契約の相手方の商号又は名称及び所在地
- （2） 各入札者の入札価格
- （3） 各入札参加者の入札の評価の状況

附 則

この要領は、平成18年10月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月9日から施行する。